

広島県告示第百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の規定によって、次の者を認定特定非営利活動法人として認定した。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	特定非営利活動法人ポラーノ
代表者の氏名	松村 公市
主たる事務所の所在地	広島県広島市中区南吉島一丁目二番三七号
その他の事務所の所在地	広島県東広島市黒瀬町兼広五五四番地 広島県呉市中新開二丁目六番三七号 広島県広島市安佐南区相田一丁目六番二六号
定款に記載された目的	この法人は、地域社会に対して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進を図る活動を行うとともに、福祉の増進を図る活動を行うことで、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。
当該認定の有効期間	平成二八年三月八日から平成三三年三月七日まで